

特定化学物質無配合 1成分形ウレタン塗膜防水材料

エバーコート ゼロワン Zero-1 H の特長



1 世界基準の環境対応

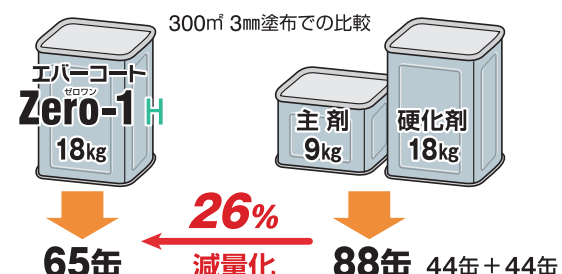
- 特定化学物質^{※1}無配合
- TX^{※2}フリー
- 鉛・DOPフリー
- F☆☆☆☆取得
- シックハウスを引き起こす物質^{※3}を含みません。
- 産業廃棄物の発生抑制

※1 TDI (トリレンジイソシアネート)
MOCA(3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン)
※2 トルエン・キシレン
※3 厚生労働省ガイドラインに掲載されている14物質

ラミネート缶のためリサイクルが可能です



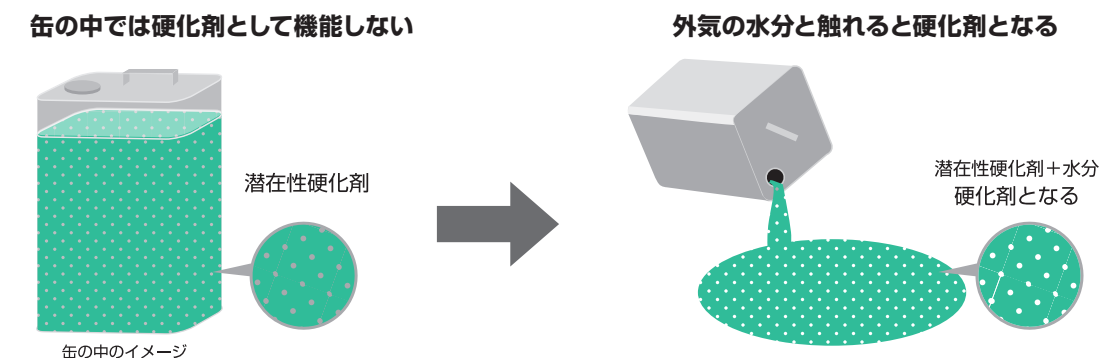
使用する缶数が減ります



2 塗膜品質の確保

- 従来のウレタン防水材料の性能に比べ大きくレベルアップした、高物性、高耐候、高耐久の塗膜性能です。
- 2成分形ウレタンで起こる配合ミス、攪拌不良による硬化不良や物性未発現は無く、常に一定の塗膜品質が確保できます。

エバーコートZero-1Hには、「潜在性硬化剤」という硬化剤が含まれています。この硬化剤は、缶の中のように密閉された環境では硬化剤として機能することはありませんが、開缶後塗布し、外気の水分（湿気）に触れることで初めて硬化剤として機能し、硬化が開始します。



配合・混合攪拌が不要



缶を開けたらすぐ施工



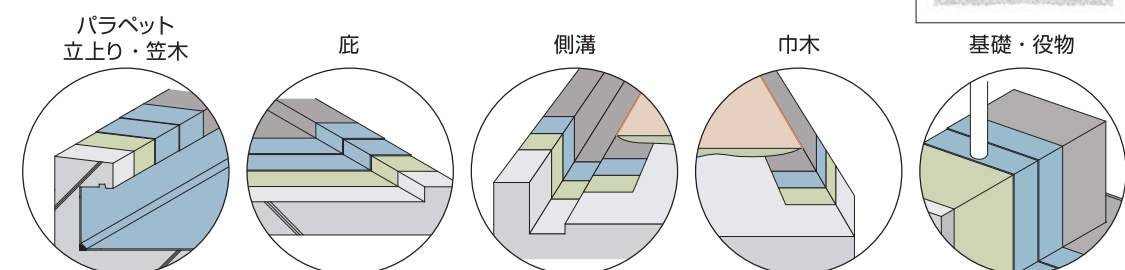
3 施工効率が向上し、工期短縮にも寄与

- 混合攪拌の必要が無く、すぐに塗布施工できます。
- 攪拌、小分けの必要性が無いので、小面積の現場（ベランダ、側溝、巾木等）の施工がスムーズになります。
- Zero-1専用促進剤の添加により、速硬化、厚塗りが可能です。また、冬期の翌日施工が可能になります。

4 メッシュ無し立上り仕様でさらに省力化

立上り部補強布不要型1成分形ウレタンゴム系塗膜防水工法
エバーコートZero-1H ZHM-200L工法 技術審査証明取得

- パラペット立上りはもちろん立上り相当部位として、
笠木、庇、面台、側溝、巾木、基礎、役物に適用できます。



さらに、エバーコートZero-1H ZHM-200工法が
技術名称「補強布不要型ウレタン塗膜防水工法」にて
国土交通省新技術情報システムNETIS に登録されました。

登録番号を
NETIS ホームページで
検索してください

NETIS 登録番号: KT-210098-A / 国土交通省

補強布無し密着工法ZHM-200工法（塗布量2.6kg）の物性は、X-2工法と同等。ひさしや小規模塔屋、ウレタン防水の改修（ウレタン防水のオーバーレイ）など、従来ではX-2工法が用いられていた部位へ、ZHM-200工法を提案いたします。

5 豊富な用途展開による改修工事が可能！

- 様々な防水層・下地に対し、密着工法にて改修できます。
さらに、2回目以降の改修は防水層撤去なしのウレタンの塗り重ね
による「オーバーレイ改修」が可能になるため、ライフサイクルコスト
の低減が図れます。

※著しい劣化がある場合など、劣化状況により施工できない場合があります。



特定化学物質無配合 1成分形ウレタン塗膜防水材

エバーコートZero-1Hの環境性能について

特定化学物質について

化学物質は現代社会において多くの役割を担っており、無くてはならない存在となっています。しかし、一方で人や環境に対して有害なものもあり、製造・使用に当たっては様々な管理が必要とされます。経済産業省のホームページでは、化学物質の管理の必要性について、以下のように記されています。

化学物質には多くの優れた機能があるため、産業分野のみならず日常生活の様々な場面で利用されています。このように化学物質は社会にとって有益なものですが、中には人や環境（動物やオゾン層等）にとって有害なものも存在します。そのような化学物質については、より安全な物質への転換や、環境が有害な化学物質にさらされる量（暴露量）を少なくすることで、人や環境が害を受ける可能性（リスク）を下げる事が可能になります。したがって、化学物質を安全に利用していくためには、個々の化学物質の有害性と暴露量に基づく科学的なリスク評価を行い、その評価結果に応じて適切に管理（製造・輸入の制限、使用・保管方法の適正化、環境中への排出抑制、有害性に関する情報の適切な伝達等）していくことが必要になります。

このような考えから、化学物質に関する法規制等が
様々な場面で設けられています。

化学物質管理促進法	労働安全衛生法	化審法	消防法
(PRTR制度、SDS制度)	特定化学物質障害予防規則 有機溶剤中毒予防規則 etc	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律	各種規制

これらを含め化学物質に関わる法律は、約25種類あります。

防水材についても、含有する物質によっては規制の対象となります。
ウレタン塗膜防水材の場合、一般的なウレタン塗膜防水材に配合されている

- ① TDI (トリレンジイソシアネート)
- ② MOCA 又は MBOCA (3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメタン)

これらをその重量の1パーセントを超えて含有する材料を工事に使用する場合、
工事中の規制として労働安全衛生法 特定化学物質障害予防規則 により、防水工事業者には下記の責務が発生します。

■ 特定化学物質障害予防規則

主な内容(下記は、特定化学物質障害予防規則より抜粋、要約、補足したものです。)

立ち入り禁止措置	事業者は関係者以外が立ち入ることを禁止し、且つその旨を見易い場所に表示しなければならない。
保護具	事業者は、特定化学物質を製造し、又は取り扱う作業場には、当該物質のガス、蒸気又は粉じんを吸入することによる労働者の健康障害を予防するため必要な呼吸用保護具を備えなければならない。保護眼鏡並びに不透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用しなければならない。
作業主任者の選任	事業者は特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから、特定化学物質作業主任者を選任しなければならない。 (作業方法の決定、労働者を指揮することあり、作業主任の現場常駐を求められる場合があります)
掲示	取り扱う作業場には、特別管理物質の名称、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意事項などを労働者が見やすい箇所に掲示しなければならない。(ウレタン塗膜防水材では前述② MOCA が該当)
作業の記録	事業者は、特別管理物質を製造し、又は取り扱う作業場において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに記録し、これを三十年間保存するものとする。 (ウレタン塗膜防水材では前述② MOCA が該当)
健康診断	取り扱う作業に従事する労働者に雇入れ時、配置換え時の健康診断実施、以後定期的に実施し、健診結果は前述① TDIは5年間、② MOCAは30年間保存する。

エバーコートZero-1Hの環境対応工法は、特定化学物質を含んでいません。

一部の溶剤系の材料を使用した場合、屋内工事においては特定化学物質障害予防規則の対象となります。